

別表 1（事業実施計画に記載すべき項目）

1 成果目標の妥当性に関する項目

別紙様式第3号の2に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果及びその他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。

2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目

畜産局長が別に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。

3 費用対効果に関する項目

要綱第30第2項に基づき算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。

4 施設等の規模決定根拠に関する項目

施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載するものとする。

5 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目

「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。

6 事業効果の発現目標に関する項目

輸出国別の輸出向け出荷量及び出荷額の現状値と目標値を記載するものとする。

7 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）

個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。

8 輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる取組に関する項目

畜産局長が別に定める基準を満たすことが確実であること又は満たしていることについて記載するものとする。

9 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

別表 2 (補助対象要件及び交付率)

事業・メニュー		補助対象要件	交付率
1 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業	(1) コンソーシアム推進事業	コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等に要する経費 次に掲げる事項のいずれかを満たし、コンソーシアム推進事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その整理に当たっては、別表 3 の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。 ア 畜産農家の生産技術・衛生対策等の向上を図るための研修会を開催する場合は、外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費等、コンソーシアムにおいて生産技術を強化するために必要となる経費であること。 イ 食肉処理施設の処理加工技術を強化するための研修会及び調査を実施する場合は、食肉等処理加工従事者の処理加工技術向上を図る研修の受講経費、研修会開催のための外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費、国内外の新たな市場における需要に対応した食肉加工技術に係る調査経費等、コンソーシアムにおいて処理加工技術を強化するために必要となる経費であること。 ウ 消費者ニーズの把握等の食肉等の販売企画力を強化するための調査を実施する場合は、アンケート調査、実需者等との意見交換会の開催、国内外の新たな市場における需要状況の調査に要する経費等、コンソーシアムにおいて食肉流通を強化するために必要となる経費であること。 エ 食肉処理施設の用地確保のための調整会議、測量等環境調査、住民説明会等に必要な経費であること。 オ 本事業の実施計画を推進するための取組を行う場合は、コンソーシアムを推進するために直接必要とする別表 3 の経費であること。	定額

	(2) 食肉処理施設整備事業	コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設（と畜（枝肉までの処理）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設をいう。以下同じ。）の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等 ア 機械器具設備 搬入、けい留、と畜、解体、内臓処理、部分肉加工、精肉加工、搬送、懸肉、冷蔵、冷凍、保管、包装、出荷、給水、排水・污水处理、衛生管理、副産物等処理、T S E 対応、災害時対応設備その他食肉の処理加工に必要な設備の整備 イ 上屋等 食肉処理施設の建築物、病畜棟、環境保全施設、交差汚染防止対策施設その他食肉の処理加工に必要な建築物の整備 ウ その他 機械器具設備及び上屋等の整備に係る実施設計費及び諸経費、既存施設の廃棄にかかる経費	1/2 以内
2 輸出対応型畜物処理加工施設整備事業		輸出拡大に必要な輸出対応型の産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設、乳業施設、畜産物加工施設の整備に必要な施設整備、機械導入、機械器具設備及び上屋等の整備に係る実施設計費等	1/2 以内

別表 3 (交付対象経費)

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に必要な経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（交付事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収	

		集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・交付金の額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

別表 4（施設等の基準）

施設等	交付対象基準	
	食肉流通構造高度化・輸出拡大事業	輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業
産地食肉センター	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 （a）当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。 （b）当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 （c）当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第 1 に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等 T S E に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 （d）食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 （e）豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。	
	（f）当該施設を整備後の 1 日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね 700 頭以上の規模となること。 ただし、別記 1 の第 4 の 2 の（4）のただし書に当てはまる場合はこの限りでない。	（f）当該施設を整備後の 1 日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね 700 頭以上の規模となること。 ただし、離島（離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。）において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マ

		ークの表示をされた食品を製造する施設としてハラル認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。)を取得する場合であって、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認める場合はこの限りではない。
けい留施設	・ 生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。（特段の事由がある場合は、この限りではない。）	
と畜解体・内臓処理施設	・ と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 4 条第 1 項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。	
懸肉施設		
冷蔵冷凍施設	・ 冷蔵冷凍施設は、その全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛の枝肉にあっては 24 時間以内、豚の枝肉にあっては 12 時間以内に枝肉の中心温度を 5℃以下に冷却する能力をいう。）を有する冷却装置を備えた冷蔵庫であるものとする。また、枝肉及び部分肉についてそれぞれ 1 日当たりのと畜解体処理能力（頭数分）のおおむね 2 倍程度の冷蔵保存能力を有し、かつ枝肉の冷蔵施設については、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。なお、保管を目的としない食肉等急冷設備は交付対象としない。	
部分肉加工施設		
輸送施設		
給排水施設		
その他の施設・設備		
副産物等処理施設		
衛生管理施設	・ 次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。 （a）と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成 9 年 3 月 31 日付け衛乳第 104 号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成 6 年 6 月 23 日付け衛乳第 97 号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。	

	(b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成 10 年法律第 59 号）に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 (c) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。
ハラル対応施設	・輸出先国等が定めるハラル認証の基準を順守するために必要な設備であること。
動物福祉対応施設	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
交差汚染防止対策施設	・原則として、食肉処理施設を囲う野生鳥獣の進入防止柵、排水溝及び車両消毒施設とし、駐車場、車両通路及びそれらに係る舗装経費は対象としない。
災害対応設備	・停電時において必要とされる適度の電力容量を確保するための機器とする。
食鳥処理施設	・当該施設を整備後の 1 日当たりの処理能力が、ブロイラーの場合はおおむね 5,000 羽以上、成鶏の場合はおおむね 1,300 羽以上の規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 3 条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあつては 5℃以下、冷凍保存の場合にあつてはマイナス 20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	

給排水施設		
その他の施設・設備		
副産物等処理施設		
衛生管理施設		・次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。 （a）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 （c）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。
ハラール対応施設		・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。

動物福祉対応施設		・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設		・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設		・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室		
冷蔵庫室		
冷凍庫室		
殺菌装置		
洗浄装置		
貯蔵タンク		
洗卵選別機		
検卵装置		
その他の設備		
乳業施設		・牛乳乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条に規定する牛乳、成分調整牛乳、加工乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品であって、国産生乳・乳製品を使用した製品をいう。）を製造する施設・設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を遵守するために必要なものであり、海外での需要が見込まれる品目を製造するためのものであること。 ・当該施設の整備により、地域の生乳需給や集送乳の合理化等に支障をきたさないことが確実であること。 ・1日当たりの生乳処理量が2トン以上であること。
生乳受入・貯乳施設		

殺菌施設		
乳製品製造施設		
充填施設		
冷蔵冷凍施設		
その他の施設・設備		
畜産物加工施設		・ 畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。 ・ 当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・ 生産者を支援する目的で地方公共団体、公社若しくは農業者の組織する団体又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が施設・設備の整備を行う場合にあつては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・ 貸付けについては、農業者の組織する団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農業者が組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。

別表 5（上限事業費）

整備事業の内容		上限事業費
食肉流通構造高度化・輸出拡大事業		施設整備の場合は、9,500 千円×1 日当たりの処理能力頭数（牛は 1 頭につき豚 4 頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）。 廃棄の場合は、150 千円×1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）。
輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業	産地食肉センター	9,500 千円×1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）。 ただし、別表 4（施設等の基準）の輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業における産地食肉センターの交付対象基準の（f）のただし書により、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認めた場合、1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）が 560 頭未満の場合は、12,500 千円×1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）。
	食鳥処理施設	200 千円×1 日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設	100 千円×1 年当たりの処理能力
	乳業施設	10,000 千円×1 日当たり計画処理量（トン）

注：施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。

別表 6（事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目）

1	事業実施状況に関する一般的な項目 要綱別紙様式第 9 号に規定されている項目を含み記載するものとする。 また、要綱別表の事業内容欄の 1 の事業については、別紙様式第 2 号に規定されている項目を含み記載するものとする。
2	事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。
3	事業実施状況に関する詳細な項目 「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。
4	事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果（輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額の年度ごとの実績値を含む。）」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。
5	畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。
ア	H A C C P 等認定 認定取得の状況について記載するものとする。
イ	ハラール認証取得 認証取得の状況について記載するものとする。
ウ	その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備（C A（環境制御型）貯蔵施設等）の導入等の状況について記載するものとする。
6	その他事業実施状況報告に必要な項目

別表 7 (附帯事務費の率)

	附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1. 0%以内	1 / 2 以内

別表 8 (附帯事務費の使途基準)

区分	内容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費） 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
賃 金 等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給 料	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与
報 酬	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬
職 員 手 当 等	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費